

◆議事
大塚書記

大塚書記

1、綱領

本部案

大塚書記

立案の主旨として

「これは、本會の行動方針の根底をなす最も重要なものです。」

「第一段に於いて、船舶司屬部員としての待遇の改善を呼び、第二段に於いて、海上交通労働者全體としての正當なる地位の要求をなし、最後に無產階級解放運動の武器として、労働組合の抱負を述べたものであります。」

ご説明し、原案を朗讀すれば萬場一致可決す。(別項記載)

2、主張

本部案

竹内支部長

提案理由として

「この二十四箇條の主張の中には、自から輕重がありますが、何れも司屬部員としては、適切にして且つ緊急を要するものばかりであります。吾々はこれらの主張を漸次實現せしめるため團結の威力と、合法的手段を通じて勇敢に闘争せなければなりません。」
「二十四ヶ條に亘り説明朗讀すれば、萬場一致可決。」(別項記載)

3、會則

本部案

大塚書記

「會則は本會の憲法であります。改正の重なる點は、本部と支部の異動、維持會員制の設置、それから各種機關の設置であります。從來の同友會の會則は、や、幹部獨裁に流れやすいものであります。これを根本的に改革したものが、大會と在港船代表協議會は決議機關、執行委員會、部門委員會は執行機關船内委員會は監督機關、そして顧問委員會は諮詢機關であります。」

ご説明し一括審議に入り、
第一條に於いて、「本部を神戸市に、支部を横濱市に置く」

ご修正し、他は全部原案通り、萬場一致可決す。(別項記載)

4、宣言

本部案

大塚書記

「本總會は事實上、本會の再建創立大會に比すべきものである。從つて、吾々は第一段に於いて、本會の歴史を、第二段に於いて現社會の状勢を、第三、四段に於いて吾等の抱負と希望を宣言すべく、本文を起草したものである。」

ごて宣言を朗讀すれば、滿場大拍手して一致可決。(別項記載)

5、會旗作製に關する件

田村君

主文

復活せる本會々旗を作製すること

理